

甲種防火管理再講習実施要領

1 日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年10月29日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
(受付時間：午後1時10分から午後1時30分まで)
- (2) 場 所 奄美川商ホール 第2会議室（奄美市名瀬長浜町517）

※ 感染症まん延防止・台風等により、止むなく延期することがあります。

2 講習区分

消防法施行令第3条第1項第1号(防火管理者の資格)に規定する甲種防火管理者としての資格取得後に、同令第4条の2の2第1項第1号(収容人員300人以上)の特定防火対象物の防火管理者に対して行なう再講習です。

3 受講基準(平成23年6月17日 消防庁告示第8号)

(1) 受講対象

- ア 収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者で、甲種防火管理新規講習の課程を修了している者。
- イ 建物全体の収容人員が300人以上の特定防火対象物で、建物内の管理権原が分かれており、管理権原ごとの収容人員が(6)項口の用途で10人以上、(6)項口を除く特定防火対象物で30人以上、その他の非特定用途で50人以上となる部分で選任された甲種防火管理新規講習の課程を修了している者。

(2) 受講期限

- ア 甲種防火管理新規講習又は直近の再講習を受講した日の翌年度の4月1日から起算して、5年以内ごとに再講習を受講。
- イ 甲種防火管理新規講習又は直近の再講習を受講した日の翌年度の4月1日から起算して、4年以上経過している者が、新たに防火管理者に選任された場合は、選任された日から1年以内に再講習を受講。

※ (1)に該当する者が、(2)の期限内に受講しない場合、防火管理者未選任の扱いを受けますので、ご注意下さい。

4 講習日程

時 間	科 目
13：10～13：30	受付
13：30～14：20	第Ⅰ章 防火管理の動向と制度の概要等 第Ⅱ章 防火対象物の変遷と防火管理
14：30～15：20	第Ⅲ章 火災事例等に基づく防火管理対策 第Ⅳ章 防火管理に関する消防法令等の改正概要
15：20～15：30	修了式

5 受講手続き

- (1) 「**防火管理者の証(手帳)**」、**修了証(A 4、カード式)**をお持ちの方は、受講申込書(別紙1)に必要事項を記入のうえ、同時に提出してください。
- (2) 大島地区消防組合の「**修了証(A 4版サイズ)**」をお持ちの方は、受講申込書(別紙1)に必要事項を記入し、提出して下さい。
- (3) 「**防火管理者の証(手帳)**」・「**修了証**」を紛失した方は、受講申込書(別紙1)と再交付申請書(別紙2)に必要事項を記入し、提出して下さい。

※ **再交付手数料として 200 円が必要です。**

※ 大島地区消防組合以外で甲種防火管理新規講習を受講し資格を取られた方は、受講した消防本部で再交付を受けなければなりませんのでご注意ください。

- (4) **申込締切日 令和8年10月16日(金)**

※ 郵送の場合は締切日の消印まで有効です。

FAX及びメールでの受付はできません。

- (5) **受講料 2,000 円**(テキスト付き)は、講習当日に会場で徴収いたします。

6 その他

- (1) 駐車場は特に確保しておりません。公共交通機関等のご利用をお願いします。
- (2) 受付時間(講習当日の13:10~13:30)を遵守して下さい。
- (3) 筆記用具を持参して下さい。
- (4) 遅刻者、講習中の退室者等に修了証の交付はいたしません。

連絡先	〒894-0006	奄美市名瀬小浜町 27 番 5 号
		大島地区消防組合消防本部
		予防課査察係
	☎	0997-52-0100
	FAX	0997-52-5107